EUと構成国との立法権限配分（EU運営条約3～6条、EU[illegible]4、5、24条）

EU			構成国
排他的権限（第3条） exclusive	共有権限（第4条） shared EU構成国共有権限の原則（TEU 4(1)）	支援的権限（第6条） supporting	
EUのみが立法可能。 構成国の立法権は放棄される。（EU機関から構成国への委任は、または各国の立法を承認するEU立法がある場合を除く）（TEU 3(1)）	EUの立法行為がない領域、またはEUが立法権行使を停止した領域は、構成国が立法権行使可能。 一旦EUの立法がなされればその範囲で構成国の法が排除されEU法が優先。（例：経済・通貨政策、漁業政策、商業政策・人道援助を除く）（TEU 2(2)）	EUは、構成国の行動の支援、調整、補完のみ実施可能。 EUは構成国の法律を改正する立法ができない。（構成国間の行動調整、自国政策決定によらない）（TEU 2(5)）	例：EUの立法行為がない領域（TEU 4(1)）、5(3)
[以下は限定列挙] 税務問題 域内市場の運営に必要な競争法規の確立	[以下は例示列挙] 域内市場 社会政策	[以下は限定列挙] 人の健康の保護と向上 産業	EUの活動で支援・協力に期待されている分野 ・公衆、公衆衛生 ・動物虐待、動物福祉 ・労働条件、観光
データ保護の統一的枠組 共通政策実施の下での農林水産物貿易政策 共通運賃表 一般的経済利益役務の組織 EUの権限行使が企業の競争を歪める場合、EU競争法施行後のみ国家援助を認める場合、国際条約がEU先送禁止に抵触するときは一定の範囲でこれを認めるとする場合その他例外（TFEU [illegible]）	経済・社会・領土的結束 共通漁業 （海洋生物資源の保存を除く） 交通 環境政策 エネルギー政策 自由、安全、司法の領域 公衆衛生問題（TFEU [illegible]）の安全分野の問題	文化 観光 教育、職業訓練、青少年およびスポーツ 市民保護分野 行政協力	・ストライキ権、ロックアウト権 ・社会、医療サービスの組織権 ・教育内容の責任 その他、国家レベルでの[illegible]、国際 ・結婚・婚姻年齢 ・徴兵制 ・等々

世連ムーブメント北海道2018

第20回年次大会2018.9.29函館開催

世界連邦実現への希望

世界連邦日本国会委員会会長として

横路　孝弘

世界連邦・北海道　　2019.3

皆さん今日は、北海道は長い間、荻野さんを中心に大変熱心に世界連邦の運動に取り組んでおられたことに敬意を表し、心から感謝を申し上げます。

世界連邦とは何を目指しているのか、どんな世界の姿をイメージしているのか、どこかにモデルとなるような地域が世界にあるのだろうか、そんな疑問をときどき聞かれます。いま世界が抱える問題はたくさんあります。貧困、感染症、テロ、災害、難民、紛争、軍事的・宗教的対立など、挙げていけば切りがありません。

これらはいずれも世界が、国境を超えて協力していかなければなりません。もちろん国連がありますが、国家と国家の対立や紛争もあり、なかなかうまくいっていません。今日は世界連邦の原点、今まで目指してきた活動、そして将来の姿としても考えられるＥＵ（欧州共同体）の現況をお話ししたいと思います。

なお、ＥＵについては、資料として　①ＥＵ（欧州連合）の機構図　②ＥＵの機関　③ＥＵと構成国との立法権限。この３点を添付してありますのでご覧ください。

国会における世界連邦

世界連邦についての日本の国会の動きは、早かったのです。戦争が終わった1945年12月には尾崎行雄さんが、国会の「世界連邦建設に関する決議案」を提出されています。そして1948年８月６日世界連邦建設同盟が建設され、1948年８月９日には、英国議会から日本の国会の中に世界連邦

組織を作ってほしいと要請を受けたのです。

そこで1949年12月20日に松岡駒吉衆議院議長を会長、田中耕太郎参議院会長を副会長に、吉田茂総理、尾崎行雄（憲政に父といわれた人）さん、賀川豊彦（社会活動家）さんなどが顧問として世界連邦国会委員会が設立されたのです。私も議長のとき会長を務めていました。

その創立宣言の中で「国際社会は国家主権の原理に立脚している。その構成員である民族国家は自らの主権に固執している。国会社会の基礎は非常に弱く、世界的な恒久平和の保障には不十分である。だから、それをさらに進めて、一つの、いわば世界憲法の元に世界政府が創設されるということがあって、初めて国家間の対立を超えて、戦争を無くして平和な社会を作ることができる」のだという趣旨の創立宣言になっています。特に日本は新しい憲法で戦争を放棄したのですから、恒久平和に向かって我々が世界連邦を実現するという運動に参加するということは、我々に与えられた道理的な責任なのだということを、この宣言の中で高らかに言っておられます。

世界連邦実現に向けて

その後の運動を通して時間はかかりましたが、2005年衆議院で、2016年参議院において「日本政府が世界連邦実現への道を探究すべき」との文言を明記した決議を国会本会議において可決したのです。

また、2007年10月戦争犯罪など、人道に対する罪など

を裁く、国際刑事裁判所（ＩＣＣ）ローマ規程に日本が加入するにあたって中心的に活動をしながら、国際司法裁判所の機能強化や国際連帯税の導入などの課題について、世界連邦国会委員会として政府に申し入れるなどの活動を行ってきているのです。

なお、国内には　①世界連邦運動協会（元総理大臣・海部俊樹会長）―全国に約 50 の支部　②世界連邦宣言自治体全国協議会（京都府綾部市長・山崎善也会長）―81 自治体　③世界連邦日本宗教委員会（石清水八幡宮宮司・田中恆清会長）―各宗教が宗派の違いを超えて活動　④世界連邦文化教育推進協議会などの組織があり、活動をしているのです。

世界連邦の原点

世界連邦の原点は核抑止なのです。広島と長崎の原爆が世界に示した破壊力、核戦争が起きたら、人類は滅びてしまう。それを避けるには、国境の壁をなくしてしまうことで、国家間の対立を解消しよう。何といっても平和を目指すというのが大きな狙いであり、希望であったのです。

核兵器禁止条約

国連が 2017 年に核兵器禁止条約が制定されたとき、世界連邦運動協会が出した声明があります。

「私たちは 1948 年 8 月 6 日、広島被爆 3 周年を機に発足以来、国内外の関係諸団体と協力し、一貫して核兵器の断絶を訴えてきた。物理学者アインシュタイン博士は、日本初のノーベル賞受賞者となる湯川秀樹博士と会い、『私の理論のためにあなたの国に原爆が落とされて申し訳なかった』といって涙を流し、その後ともに世界連邦実現のために力を注いだ。創世期において核物理学の最先端の学者たちも活動の中心にいたことが当団体の特色である。『国家の安全保障のためには他国の国民を犠牲にしてもやむをえない』という思想が核廃絶の妨げになっている。世界規模・地球規模の安全保障体制を創設し、核なき世界を実現することがわたしたちの目標である」

こういう声明を出しています。つまり、世界連邦のスタートと言うのは、やはり広島・長崎の核爆弾が実施されて、非常に多くの人が亡くなったというのがベースになっているのです。憲法９条が制定されたのも、実は同じような経緯です。

憲法９条について

敗戦直後から明治憲法に変わる新しい憲法を作ろうと、各政党や様々な団体などから憲法草案が発表されていたのです。そうした中で 1946（昭和 21）年 1 月 23 日幣原喜

重郎総理大臣がマッカーサーと３時間ほど会談を行うのです。

その時の会談の内容をマッカーサーが 1951 年アメリカの上院軍事外交合同委員会で証言をしているのです。「日本国民は、世界の他のいかなる国民にもまして、原子戦争がどのようなものであるかを理解しております。彼らは彼ら自身の発意で、戦争を禁止する旨の規定を憲法に書き込んだのであります」

幣原総理が、私のところにやってきてこう申しました。「これは私が長い間考え、信じてきたことですが、この問題を解決する道は唯一つ、戦争をなくすことです。軍人である貴方に、こういうことを申し上げても、到底、とり上げていただくわけにはまいらないことは私にも十分わかっておりますので、はなはだ申しあげにくい次第ですが、とにかく私は、現在われわれが起草している憲法の中に、このような規定、戦争放棄の規定を入れるよう努力をしたいのです」と言う話をしたのです。私はこれを聞いて思わず立ち上がり、この老人と握手をしながら、「これこそ最大の建設的な歩みの一つであると思う」と言わないではいられなかったのでありますと証言しています。

マッカーサーは、東京裁判の準備を進める中で、ソ連やオーストラリア、ニュージランドなどの国から「天皇を戦犯に」という主張に頭をいためていたのです。「天皇を戦犯」として扱うと占領政策が難しくなると考え悩んでいた

のです。その時に幣原首相が「戦争を放棄する」それを憲法上明らかにするという発言を聞いて、マッカーサーはこれで説得したのです。そうして憲法１条（国民主権と天皇象徴）と憲法９条（戦争の放棄）が誕生したのです。

オーストラリアが強硬だったのは、戦時中に多くの戦死者を出したうえに、捕虜となった６万５千人の人たちがタイとビルマの間の泰緬鉄道（たいめんてつどう）の建設に従事させられ１万６千人もの人が亡くなったことなのです。「天皇陛下万歳」といって突撃してきた天皇の軍隊に対して、大きな怒りをもっていたのです。

世界連邦への道

世界連邦実現への道をどうするのか。国連の体制は、国際法のもとに独立した国家間のいろいろな問題を調整協力しようということです。世界連邦というのは、世界法という一つの大きな原則を作って、そのもとで人類の平和や福祉を作り上げていこうというわけです。国連からもう一歩進めて世界連邦という、どういう道があるのか。従来から言われているのは、一つは国連の改革を通じて積み上げていくという道があります。もう一つは連邦体制のモデルとみられる地域共同体、例えば、いまのＥＵもそうですし、ＡＳＥＡＮというのもそうです。ＡＵというアフリカ連合もあります。それぞれの段階に応じてレベルが相当違いますが、一番積み重ねてきたのがＥＵです。第二次大戦が終わった直後から、ずっと始めって積み重なってきたのがＥ

Uです。

それからもう一つは、世界的な課題について国境を超えて役割を果たしている機構です。例えば国際司法裁判所とは別に、日本も頑張った国際刑事裁判所があります。これは虐殺とか個人のいろいろな責任を問うものです。こういうような機能を広げていくことなどが、議論されています。

モントール宣言

世界連邦がイメージしている原則というのは、世界連邦の６つの原則「モントールの宣言」で明らかにされています。一つは、全世界の諸国・諸民族を全部加盟させる。例外なしに全部参加する。世界共通の問題については、各国が主権の一部を連邦政府に移譲してしまうのです。権限を移譲するということです。世界法は、一人ひとり個人をも対象として適用される。ＥＵの場合はＥＵの基本法というのに基づいて、ＥＵで新しい法体制ができると、それは国家を縛ると同時に国家にすぐ適用されます。同時に個人にもそれは適用されるのです。そういうようＥＵはなっています。

それから世界各国の軍備は撤廃して、世界警察を設置する。原子力は世界連邦政府のみが所有し管理する。世界連邦の経費は各国政府の拠出ではなくて、独立財源で賄う。この財源については、いま三つぐらい議論をされています。一つは空港税、これは飛行機の乗った場合に、飛行機が入ってきたり、出たりするのに課税をして、それを乗客が負

担するというのです。それから金融取引税、これは株式や債券の取引に対して課税をするものです。それからもう一つが炭素税です、環境保全のために石炭とは石油とか、いろいろなものに対して課税をする。そういうものの取引に対して課税をするというようなところが議論されています。拠出はそうやって独自財源で賄うというような、一応、六つの世界連邦のモデルというものを宣言の中で決められています。

世界連邦のモデルとしては、現状ではやはりＥＵでしょう。世界の法のモデルとしては、世界刑事裁判所だと思うのです。また世界連邦は各国が軍事を持つ必要性をなくすシステムなのだというとことが、もう一つ大きな要素です。軍縮というのは、なかなか難しいのですが、画期的な全面軍縮案が、1961 年の国連で軍縮構想の８原則ということで、国連総会に報告されたのです。それはマックロイ＝ゾーリン協定といわれているものです。アメリカとソビエトの共同声明なのです。これは全面軍縮を目指している中身になっています。「軍縮が全面的かつ完全であり、戦争がもはや国際問題を解決する手段ではないこと。そのような軍縮は紛争の平和的解決のための信頼できる措置ならびに国際連合憲章の原則に基づく平和維持のための有効な取り決めの確立を伴うものだ」ということで、諸国家は国内法に、その国民の個人的な安全を守るために必要なものは認められるとした上で、「軍隊の解散、基地を含む軍事施設

の撤去、武器の生産の中止並びに武器の廃棄、または平和的目的への転換、核、化学、細菌など化学兵器の大量兵器の全ての貯蔵の破棄、兵器の生産の停止、大量破壊兵器の全ての送達手段の廃止、そうして、軍隊などの機構や機関の廃止、軍事訓練の停止、全ての軍事訓練機関の閉鎖、軍事支出の停止」ですから、ほとんど完全軍縮ですよね。

ソ連はフルショフ、アメリカはケネディの時代ですが、その後ソ連もアメリカも指導者が代わってしまい、議論は進まなかったのです。

国際司法裁判所

紛争を解決し、法の支配の原則を世界に広げていくために国際司法裁判所の権限や機能を強化するために世界連邦が努力してきたのです。その一つが強制的管轄権受託宣言。いわゆる宣託条項というものです。

国際司法裁判所は、ひとつの紛争があった場合、訴えられた国が拒否すると裁判にならないのです。そこで我が国は訴えられたら必ず受けますという宣言をする、それが宣託条項なのです。

今は193ヵ国中、69ヵ国が宣言しています。ただ肝心のアメリカ、ロシア、中国などは受けていないのです。この点が非常に残念なことです。

核兵器の禁止条約は、実は国際司法裁判所が核兵器は非人道的な兵器であるという判決をしたことが、きっかけとなって誕生したのです。国際司法裁判所が非人道的兵器と

認めたのだから、禁止条約を作ろうということになったのです。現実にこうした役割を果たしているのです。

国際司法裁判所の他にも、例えば国際海洋法裁判所というのができています。これは一連の排他的な経済水域というのがあって、それを巡るいろいろな紛争がありますので、これを調停しようということでできている裁判所もあります。つまり、こういうような機能を、いまの国連をベースにして拡大していくことによって世界連邦に到達しようという道筋なのです。

また、国際刑事裁判所も大変重要なものです。この裁判所は、世界にとって最も深刻な罪、集団殺害（ジェノサイド）、拷問、レイプ、奴隷化などを含む人道に対する罪、戦争犯罪などを犯した個人を国際法に基づき訴追し、処罰するための常設の国際刑事法廷です。

世界連邦の財源

世界連邦は各国から税を集めるのではなくて、独自の財源を持つという考えです。それが世界連帯税という考えです。すでに世界連帯税の中に、国際航空税というものがあって、もうすでにフランスなどで導入されています。

自国の空港を使って、航空機を利用した場合に税金を納めていただく仕組みで、このお金で感染症対策とか世界の貧困対策などに、このお金を使っているのです。

日本の場合は、そうではなくて日本の観光対策のために出口の際に税金を支払っていますが、内容は全く違います。

残念なことです。

また、金融取引税というものもあります。株式の債権の取引に対して課税するということで、日本も検討するリーディンググループには加わっています。これもヨーロッパは非常に積極的でこれからの一つだと思います。

それから地球炭素税があります。化石燃料の税を課するということで、こういう国際連帯税という議論が世界的に行われているということも、あまり日本の国内では紹介されていませんけれども、しかし非常に大事なことではないかと私は思っております。こうやって、まず国連を強化して、そして世界憲法を作ろうといった、それに資するような仕組みを周りからどんどん作っていくというのが一つの大きな流れになってきているわけです。その上でＥＵが一つの大きな参考だと思います。

ＥＵの誕生

ヨーロッパは、もともとヨーロッパ主義というか、同じ文化を持つヨーロッパは一つになるべきだというヨーロッパ統合運動というのが非常に盛んだったのです。カール・レイモンさんという人ご存知ですか。ハム、ソーセージを作った人です。彼が熱心なヨーロッパ統合運動論者だったのです。彼はアメリカを回って日本に来たのです。日本に来たときに函館に行って、函館で下宿していた娘さんと恋に落ちて、この二人は一緒になったのです。このカール・レイモンさんが、函館山の夜の星を見てヨーロッパ統

合の旗を作ったのです。紺の地に、真ん中に金色の星が一つ。いまのＥＵの旗は紺の地に星が 12 個、周りに入っている形。それで、この旗を欧州石炭鉄鋼共同体に送ったのです。ＥＵが誕生したときにカール・レイモンさんの旗が、デザインのベースとなりましたと手紙が送られてきています。

欧州石炭鉄鋼共同体というのは、アンザス、ロレーヌ地方というのは、ものすごい鉄の生産地なのです。そこの鉄鋼が、また軍事に使われたら困るというので、西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、あの周辺の国が参加してできたのが、この共同体なのです。これが、その後、欧州経済共同体とか、欧州原子力共同体というようになっていって、欧州共同体ができて、そして６カ国に、その後、イギリス、デンマーク、アイルランドがＥＵに加盟して９カ国になって、そして 1993 年に欧州連合（ＥＵ）がスタートしたのです。その時は 12 カ国でスタートして、現在は 28 カ国になっています。星の数は、いまも 12 でやっていますけれども参加国は 28 カ国になったのです。

欧州統合に至る道でドイツのシュミット首相の果たした役割も大きかったと思います。シュミット首相は２～３回北海道に来られてお会いしたときに、こんな話をお聞きしました。「ドイツとフランスは第一次世界大戦、第二次世界大戦と戦争を行い、欧州を戦場にしてしまった。二度

とこんなことを起こさないために、当時のフランスのジスカール・デスタン大統領と月に１回は会うか、電話で話をする。大事なことは、ドイツで発表する前にフランスに伝えるということを積み重ねてきた」と言っていました。そのあとドイツのコール首相とフランスのミッテラン大統領も同じことを続けてきたのです。

東ドイツが崩壊したときに、イギリスのサッチャー首相がフランスのミッテラン大統領に「ドイツが大きくなったら、またヨーロッパは不安定になるから、これに反対しよう」と言ってきたときに、フランスのミッテラン大統領は「今のドイツは昔のドイツと違う」と言って断った。それでドイツは統一できたのです。

シュミットさんの話を聞いて、やはり首脳間の交流というのは非常に大事で、特に日本はアジアなのだから、「アジアに本当にそういう友人がいますか？」と問われたことがあります。それは本当に大事なことですね。そういうようなみんなの努力があって、その積み重ねでヨーロッパ共同体というのができたのです。

ＥＵの内容

ＥＵ共同体には宣言協定というのがあって、加盟国の間ではパスポートのチェックがない。往来が自由になる。国境を越えて人も物も自由に往来するようしようということを目指したのです。

ＥＵは、ＥＵ条約と運営条約という二つの基本条約が、

ＥＵ憲法なのです。ＥＵ条約の基本は人間の尊厳を守る、自由、民主主義、平等、法の支配、少数派の人権尊重、多元主義、非差別、寛容、正義、連帯、男女の平等、そして市民の福祉の促進といったことが基本になっています。

ＥＵの行使権限は、基本条約でＥＵに付与されたものに限られる。付与されている権限でも、自分たちはこの点は大事だということは、それは留保することができるのです。

ＥＵ基本条約

ＥＵ、基本憲章に反するＥＵが何か制定した場合には、それは無効だということです。日本の憲法に反した法律は、国会を通ったころで無効ですよというのと同じことですね。　国際法とＥＵ法の優劣性と、ＥＵはその権限の行使において国際法を尊重されなければなりません。同時にＥＵ法は加盟国の憲法に対しても原則として優位する。各加盟国においても、その国の憲法よりもＥＵの協議憲章のほうが優位性を持つのだということになります。そうしてＥＵの基本条約や、その派生した、そのもとにおける法律は、その効力発生時から直ちに国内法の一部になる。つまり、国内で手続きが必要であることはないのです。それは、そのまま適応になります。個人に関するものについても、直接個人の権利義務が発生するものは直接個人義務を発生させることができるということです。

また、国外法が憲法を含めた国内法に矛盾する場合には、いずれにしてもＥＵ法が優先することになります。ＥＵ法

と国内法が矛盾する場合には、ＥＵ法がもちろん優先になりますが、ただ、ＥＵに対して授権されていない、授権範囲を超えた権限行使については国内法が優先するということになっています。何の権限をＥＵに与えるかということは加盟国の判断によるのだというようになっています。

そういうことですからＥＵの加盟条件というのがありまして、一つの政治機構が安定しているか。法治国の原理を持っているのか、人権の保障があってマイノリティーの法をちゃんとしているか。法のもとの原理、法治国家の原理があるかという点が第一です。

それから経済も国境を越えて自由にするということになりますから、市場経済とＥＵの域内市場において競争に耐えるだけの耐久力を有するか。要は、経済的な基準もチェックされています。つまり、関税や何か全部ゼロにしようという話なのですが、経済の弱い国はゼロにしたらみんな慣れてしまうというところは、やはり関税も必要なのでしょう。そうするとＥＵに入るのはちょっと待ってください。もうすこし経済の力を付けてから入ったほうが、本当にその国にとって良いと思いますよ。という話なのです。

経済は、ＥＵと構成国との立法権限もＥＵのみが立法可能なもの、ＥＵの立法権行使がない間、または立法権行使を停止した事項は構成国が立法権行使可能です。そしてＥＵは構成国の行動支援、調整、補完の措置のみ採決可能なもの、そして、ＥＵに付与されていない権限は構成国に残

留する。

ＥＵの組織

ＥＵの機構やＥＵの機関、そしてＥＵと構成国との立法権限配分については、資料を添付してありますので、それを見ながら話を聞いてください。

欧州首脳理事会

加盟国の元首または政府の長と理事会の議長、欧州委員会委員長により構成される。一般的な政治的方向性と優先順位を定めること。

理事会

加盟国の閣僚級の代表から構成される。欧州議会と共同で立法権限及び予算権限を行使するとともに政策決定および調整を行う。新規加入の受け入れや外交政策、租税政策、社会政策などの分野においては全会一致。決定するには、中小加盟国への配慮と人口比への配慮が必要です。そこで採決について　①加盟国がそれぞれ１票ずつ行使し、その 55%以上が少なくとも 16 ヵ国以上が賛成し　②賛成票がＥＵの人口の 65%以上の代表するものであることが条件　③反対加盟国の数が８ヵ国以下の場合には多数決は成立したことになる。

欧州委員会

加盟国から１名の委員が選出される。ＥＵの立法行為は原則として欧州委員会の提案に基づいてのみ採択することできる。

欧州委員会は何よりも欧州全体の利益のためにのみ活動することが求められ、完全に独立に行動する。また欧州議会に責任を負い、ＥＵ法の運営を監視し、予算を執行また決定された措置の運用を維持する。ＥＵの行政府としての地位を有する。

欧州議会

ＥＵ市民による直接選挙。定数は751名。任期は５年で解散はない。議席は６～96議席の範囲で各国に比例配分される。理事会と共同して立法および予算の決定にあたる他、他の機関に対する統制や協議決、調査権を持っている。

欧州委員会に対する不信任動議を審議する。

欧州司法裁判所

司法裁判所（各国１名）、一般裁判所（各国２名）、専門裁判所（７名）

・一般裁判所

ＥＵ司法裁判所の第一審として活動し、その決定については法律問題についてのみ司法裁判所に上告できる。専門裁判所で下した決定のうえ、上訴も取り扱う。

・欧州司法裁判所

加盟国の自然人、法人による訴訟について、判決を下す。ＥＵ法の解釈、ＥＵの諸機関により採決された行為の有効性について決定。

加盟国の提訴による条約手続き、立法行為などの対する取消訴訟

ＥＵはイギリスの離脱などありますが、やはり 1953 年から二度とヨーロッパを戦場にしないという決意で今日の姿があるのです。世界には、いろいろな地域連合の組織がありますが、やはりＥＵの姿が将来の世界連邦を考えるとき一番参考になると思います。

ＡＳＥＡＮ

ＡＳＥＡＮは今 10 ヵ国です。これも 1967 年ですから、いまから 50 年前にスタートして、初めに５カ国で出発したのが、いまは 10 ヵ国ですね。フィルピン、タイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシアということです。ここも首脳会議が意思決定機関です。それから外相会議があり、経済閣僚会議があって、この中ではＡＳＥＡＮ共同体ということで緩やかな経済統合を目指してスタートしています。これは将来的には関税や何かをできるだけなくして自由に交流できるようにしようということなのです。

そうして、このＡＳＥＡＮを中心として東アジアサミットとかＡＳＥＡＮと日本、韓国、中国が入った３カ国との首脳会議だとか、インドやあるいはオーストラリア、ニュージランド等ともやっています。アメリカ、ロシア、中国ともやっているということで、大変このＡＳＥＡＮの組織を世界あちこちともいろいろな協力関係を結んでいます。

ＡＳＥＡＮ地域フォーラムという組織がありまして、27カ国が参加しているのですが、これに北朝鮮が参加してい

るのです。北朝鮮が参加している組織で、いま実際に動いているのはこれぐらいです。

あと、本当は核の問題を巡ってアメリカとロシア、中国、韓国、日本、北朝鮮という６カ国協議というのがあるのですが、いまは機能停止となっていますね。

ＡＳＥＡＮ地域フォーラムというのは、カナダ、それからロシア、アメリカ、中国も入っているしＥＵも入っているし、インドやモンゴルなども入っている組織で、信頼醸成措置を、それから予防外交を展開する、紛争の解決を図る、こういうことになっています。信頼醸成措置というのは、お互いに、例えば軍隊を移動したとか、軍事予算をどうなっていますかというようなことを公表したりして明らかにする。というようなことで信頼関係を持とうということはだいたい達成して、次は予防外交だということで、いまは南シナ海のいろいろな問題を巡って会議をいろいろやっています。

その他の地域連合

地域連合はその他にも、アフリカ大陸すべての国とサハラが参加するアフリカ連合（ＡＵ）、米州機構は中南米 33 カ国とアメリカ、カナダが参加するカリブ共同体とする 14 カ国、アラブ連盟、イスラム協力機構、湾岸協力会議、太平洋諸島フォーラム、また、中国もロシアと中央アジア４カ国と上海協力機構など世界にさまざまな動きがあります。　　いずれにしても、こうした地域連合は将来の世界

連邦のための基盤を作っているのだと思います。

世界連邦への道はまだまだ遠いものがあります。しかし、国際社会は将来の姿も思い浮かべながら、いまできること、いまどうしても必要なことを議論し、実行しながら環境が整備されていくことを願って、活動を続けているのです。

私たちは日本において、日本が地域連合の強化、全面軍縮とくに核兵器の禁止、国際連帯税の実現、国際司法裁判所の機能強化などのために、国際的な場において発言し行動するように努力してまいりましょう。

今日は有難うございました。

＜追記　資料＞

モントール宣言　　世界連邦の６つの原則

① 全世界の諸国、諸民族を全部加盟させる
② 世界共通の問題については、各国家主権の一部を世界連邦政府に移譲する
③ 世界法は一人ひとりの個人を対象として適用される
④ 各国の軍備は撤廃し、世界警察を設置する
⑤ 原子力は世界連邦政府のみが所有し管理する
⑥ 世界連邦の経費は、各国政府の拠出ではなく独自財源で賄う

- 世界連邦のモデル→EU
- 世界法のモデル→国際刑事裁判所
- 世界連邦は各国が軍備をもつ必要をなくすシステム
  →マクロイ=ゾーリン協定

EU（欧州連合）の機関図

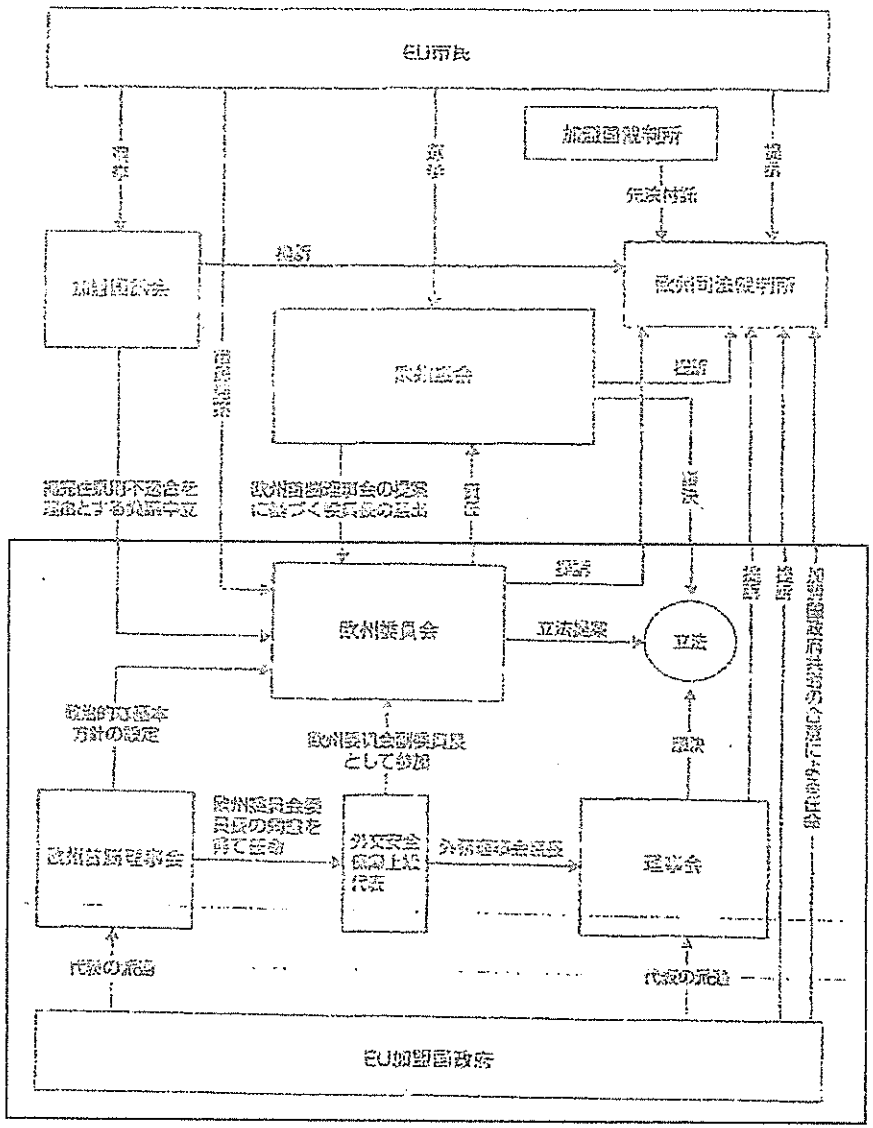

（1）EUの機関

	欧州理事会 European Council	閣僚理事会 Council of the EU	欧州委員会 European Commission	欧州議会 European Parliament	EUの裁判所（司法裁判所／一般裁判所）
機関の長	理事長1名（任期2.5年，再任1回可）	議長国（任期半年で各国輪番） 外務理事会の議長は上級代表（任期5年）	委員長1名（任期5年）	議長1名（任期5年）	司法裁判所長官1名 一般裁判所長官1名
メンバーと構成機関	各国首脳と欧州委員会委員長	各国政府の閣僚級代表 （補佐機関） 常駐代表委員会（Coreper）および閣僚理事会事務局	委員28名（委員長含む，各国1名）任期5年 （補佐機関） 欧州委員会職員の官僚組織	議員750名＋議長1名 任期5年	司法裁判所 裁判官28名（各国1名） 法務官11名 一般裁判所 裁判官増員中（2016年9月に47名。2019年9月に各国から2名），法務官なし。 裁判官、法務官任期6年
主な役割	各閣僚理事会の活動に必要な指針を与える。	各国代表による閣僚理事会の活動を統括する。	委員長、欧州議会議事の承認を経て、各国1名の委員で委員会を構成し、次の5年の活動方針を決定し、次の5年の活動方針を決定し、委員会が提案して理事会、議会、委員会の活動方針を決定し、委員会が提案して理事会、議会、委員会の活動方針を決定し、委員会が提案して理事会。	EUの立法機関の一つ。	加盟国の法律の適用を審査する。
投票方式	全会一致（EU条約）	全会一致	全会一致（例外的に多数決）	多数決を原則（EU条約）	全会一致（EU条約）
意思決定の仕組	コンセンサス（EU条約）	全会一致（EU条約） 特定多数決またはダブル	多数決原則	全会一致（EU条約） 議長は議員の多数決により選出 多数決原則	多数決原則
特徴・役割	（大局的決定） 政治力を発揮する。 立法権なし。 閣僚理事会とともに、欧州予算の承認	（立法）理事会の議長国。 （行政）欧州連合の対外代表を務める。	（立法）法案の提出権。 （行政）EUの予算を執行。 条約の守護者と呼ばれ、加盟国が条約を守っているか監視する。	（立法）法案の修正権。 （予算）EUの予算の承認権。 （監視）欧州委員会の活動の監視 ・委員会委員の任命の承認 ・委員会委員の解任の提案	（役割） 加盟国裁判所 ・先決裁定 ・直接訴訟 ・欧州委員会からの違反訴訟 一般裁判所 ・直接訴訟